

財政及び金融委員会商業委員会鉱工業委員会連合審査会議録第四号

三三三

品物がなければ、日本の産業が没落するんだ、こういう業種が確かにある。化学分野において、金属工業分野において、その他においてもこれがある。この問題をどういうふうにお考えになつておるか。しかもそれによつて起るところの賠償なら賠償というものに對しても、相當も影響をもつとするならば、本法律を指導してくれところの占領軍當局に對しても、われ／＼國民として要するにその親心を無にするようになつてはいけない。この點を十分御検討になつておるかどうが聴きたい。以上三點について政府側の明確なる御答辯をお願いいたします。

○佐多政府委員 お尋ねの點についてお答えいたします。もしこの集中排除法案にまつていろんな水平的な結合なり、あるいは垂直的な結合が分割されるとすれば、そのために採算不可能になつて脱落していく企業が相當ありはしないか。脱落する部門が相當あるんだというところは言えないと思ひます。が、この點に關しましては、本法案の運用に際して十分に留意して、ただ單に分割すること自体を目的としているものではなくて、この法案が明らかにしておられますように、産業の合理的な再編成を所期しているわけでございますが、單に採算不可能だからそれを切捨てるといふようなことにはならないように、あらゆる努力をいたしたい。特にそれを分割し、分割したために相互に品質を悪くするとか、あるいは原価がそのために高くなるとか、あるいは經理上非常に不健全な状態になるといふような場合が考えられますならば、そういうことは絕對になさないと、あらゆる努力をし、その點につ

いては業者の方でも、確實な詳細な資料をもつて、いろいろ答辯されることと思ひますが、それを十分に酌みとつて、合理的な再編成ができるように分割のしかたをしたいと考えております。しかももし國民經濟全盛の立場から、しかも平和的に日本經濟を再編成するために、絕對にそれだけの物資が必要であるが、その物資が今の經濟状態では採算不可能であるというふうな場合には、いろいろな資材なり、資金なりの特別な供給のしかたをして、單に採算的に不可能だから全部切り離すというふうなことはいたさないで、國民經濟全體として必要なものであれば、そういう特別な措置を講じて、なおかつ生産の供給力に見込むような努力をしなければならぬというふうなことをしております。ただ平和的に再編成するのでありますから、かつて軍事經濟のもとに必要としていたような、企業全部が全部現在の状態において必要だということはないと思ひます。ただ軍事目的のためにのみ必要とされていたようなものは、相當切り落され場合もあるというところ、お含み願ひたいと思ひます。

第一點と第三點につきましては、そういうふうには政府は考えているのでございしますが、第二點の國會と持株會社整理委員會との關係は、持株會社整理委員會は從來曖昧になつていた處の規定をはつきりして、内閣總理大臣の所管に屬する。しかも持株會社整理委員會のいろいろ不足の經費は國庫から支辨することになりますので、そういう點において内閣總理大臣に監督され、さらにはいろいろ報告を出し會計検査院の検査を受けることになつてお

ります。そういう點を通じて國會の嚴重な監視をお願いしたい。從來は監督委員會の制度で、行政機關の中に一つの監督機關ができていたのをごさいます。が、そういう特別の機關でなく、國會自體の重要な機能として監督なり審査を嚴重におやり願ひたいというふうなことをしているわけでございます。

○赤松(明)委員 本法律が制定されるにすれば、第三國人の企業そのものに對して適用されるかどうか。

○佐多政府委員 第三國人の企業に對しても、建前として適用があるというふうなことをしております。

○川合委員 本法案はボツダム宣言の受諾と共に、當然法案化されねばならぬところの不可避的、運命的な法案であるというところは、言わずして明らかなのであります。従つてこの法案自體に對しては、すでに可否の論はないという氣もいたしますし、かつまた本委員會において證人として喚ばれた各證人の證言に徴しても、本法案自體を何ら不可とする問題は多く聴かなかつたのであります。問題はこの法案の運用如何にかかるとなつておるのであります。この運用はさまざまでもわが國經濟の變化的な擴大化を修正するといふことがねらいでなければならぬと思ひます。ところでそのねらいは本法案の第一條にありますように、國民經濟を合理的に再編成するにあつてのことになつておるわけでありますが、今ただちに國民經濟を再編成する事によつて、わが國の産業經濟の再建が一應そこで障害にぶつかるといふ事實に、われ／＼は目をおおるわけにはまいらぬわけであります。わが國の産業經濟の再建のために、石炭

あるいは鐵鋼の緊急増産ということが大きな課題になつておるのであります。が、一つの具體的な例をあげますならば、おそらく本法案の運用の適用の對象になつておるところの日本製鐵の例をとつて見ますと、日本製鐵はおよそ幾多の事業場あるいは會社に分割されるだらうと思ひます。ところが日本の現在の製鐵業は、すこぶる變動的な經營になつておまして、事業場の異なることによつて、いろいろ生産の資材の内容が異つておる。従つて今ただちに日本製鐵を分割すれば、日本の現在の鐵鋼需給上から非常に支障を來さうと思ひますのであります。そこで政府にお尋ねしたい點は、分割する前に生産の増強の妨げにならないような事前處置をとる必要があると思ひます。これに對する政府の方策はどうか。今赤松君の質問に對する御答辯によつて、極力生産の低下は避ける。それに對する對策は講ずると言ひけれども、われ／＼としては分割されない前に、たとえば日鐵で言うならば、入爐の設備を輪西、あるいは室蘭なら室蘭に移して、そういう事前の措置を講じておいて分割するかどうかというところを伺いたい。それが質問の第一點であります。

第二點をいたしましては、最もわれわれのおそれる點は、その運用の問題である。その運用の問題は、第一次指定と第二次指定との間に、指定基準が變るようなおそれはないか。客觀情勢の變化に伴つて、指定時の異なることによつて、指定の運用方針というものが異なることはいかどうか。そういうところを對する政府の所見を伺いたいと思ひます。

○佐多政府委員 お答えいたします。分割の結果非常に不都合が生じて來て、場合によつては二、三の工場が成り立たなくなる場合に、それに對して事後においていろいろの方策を講ずるのみならず、事前において諸方策を講ずべきだといふお話でございましたが、その點に關しましては、われ／＼の方としては具體的にはこういうふうなことをおぼえておるわけでございます。

○伊藤委員長 ちよつと速記を止めてください。

(速記中止)

○伊藤委員長 速記を始めてください。

○佐多政府委員 第二點の第一次指定と第二次指定との期間のずれによつて狂いを生じはしないかというお話でございましたが、この點につきましてはすでに法案自體をつくりましたときに、さらには分割の基準をいずればばど詳しく御説明したいと思ひますが、そういうことによつて大體の基準ははつきりしておりますので、しかも指定は非常に短期間にやりたいといふふうな思つておりますので、第一次、第二次、第三次等の指定の間は、そういう狂いはないものとわれ／＼は思つておりますし、そういう氣持は變えないで、終始一貫、大體一貫した方針で運営していきたいと考えております。

○中崎委員 先ほどの理事會をきまして本法案の今後の審査の方法を、大體逐條審議の形をもつて進めていくといふふうな決定しましたので、一應委員長の方からそういうことを各委員に徹底させてもらいたいと思ひます。それに基きまして、私は質問を續けたい

と思ひます。

○伊藤委員長 たいまお聞きのように、中崎君から發議がありまして、先ほど理事各位と御相談をいたしまして、法案全體にわたる大體と、法案のそれ（條條）につきまして、併せて質疑を行つていただきたいという打合せになつておりますから、そのつもりで質疑を進めていただきたいと思ひます。

○中崎委員 第一條の内容につきましても、本法案によると「平和的且つ民主的な國家を再建するための方策の一環として、云々」ということになつておりますが、政府側においては、大きな事業は必ず平和的でない、平和的にやるためには、大きな事業は解體していかなければならぬのだというふうに考へておられるかどうかを伺いたいと思ひます。

○佐多政府委員 獨占禁止法や集中力排除法案で規定しておりますように、適當に大きくなつて、そのために獨占的な支配をやるようになり、それが基礎になつて適當支配への方面にいくようなものは、大體において分割したいというふうに考へております。そうでない、そういうものは獨占的な力なり何なりを利用して、海外に對しては侵略的になり、平和的經濟の運行を妨げるというように考へております。しかし公共の利益上、どうしてもそれが近代の技術基礎にして大きな規模で運營しなければならぬし、それはむしろ技術的な、經濟的な要請であるというふうなものに對しては、もちろん別途考へるというふうな氣持であります。

○中崎委員 公共の利益のために排除

するのが妥當でないものは除外されるというふうに一應考へられますが、この點について大體どういふ範圍のものが、それを適當するかというところについて一つの構想がありますれば、そのアウト・ラインについて説明していただければ、たいへん都合だと思ひます。

○佐多政府委員 一般的にそれを排除することが公共の利益になるかどうか。公共の利益のためにその存在が障害になるかということに對處したいと考へております。具體的にどの産業についてはどうするかというような問題については、今後個別に事實を精査いたしまして、決定したいと思へております。

○中崎委員 第三條について質問いたします。大體項目はわけてありまして、そういうふうな範圍のものを經濟力の集中として排除されるということになるわけですが、この運營いかんによつては、相當廣範圍にわたつてこの法案の適用を受けて排除されるものが出てくることによつて、日本の經濟に大きな打撃を與えるものであり、さらに明日の十トンよりも今の一トンというふうな、差迫られた經濟状態にあるのであります。こゝういふふうな普通常識の常識というか、經濟の程度においては、この法律の意味をもつてしては適用されるかもしれませぬけれども、その運用において、その程度を越えたものに限つて適用するといふふうな考へ方が必要ではないかと思ひます。この實例は今日のドイツにおいて、やはり實際に問題になりまして、その結果ドイツにおいては、過度の經濟力の集中のみを排除するといふふう

にできておると承つておるわけでありますが、日本においてもやはり同じようないき方において、過度の經濟力の集中を排除するといふふうなことを、はつきりとした條文の中に明らかにすべきではないかと思ふわけでありまして、この點について政府の御意見を伺いたい。

○佐多政府委員 おつしやる通り一應法文の中には、過度の經濟力の集中云々というふうな表現を用いてございませぬが、大體實際の運用としては、おつしやる通りに過度なものについて、特にそれが公共の利益に反し、むしろ獨占の力によつて生産を抑制する、生産を阻害するといふようなおそれのあるものに對して、分割するといふふうな考へ方でもありますので、運用としては、おつしやる通りに運用していきたいと思つております。

○中崎委員 第三條以下におきまして、持株整理委員會に關する規定がいろいろあるようでございますが、これについては不日政府側からもこの持株整理委員會令の改正をするといふふうな言つておられますが、この持株整理委員會というものは、きわめて廣汎なる權限を委任されて、實際において行使する機關でありまして、その運用いかんによつては、先ほど申しましたように、きわめて日本の經濟に大きな影響を及ぼすものであるわけでありまして、この持株整理委員會の改正によるところの改正案の内容をお示し願ひたいと思ひます。

○佐多政府委員 お答えいたします。持株整理委員會は御承知の通り。委員會令によりまして規定されておりますように、指定された持株會社や個

人の有價證券その他の財産を譲り受けて、これを管理處分することをその目的としてつくられたものであります。が、今度御審議願つております經濟力集中排除法案によりまして、この法案の擔當機關として非常に廣大な權限をもたされることになりましたので、所案の改組が必要だといふふうに思ひまして、改組案をつくりまして、今關係方面と折衝しておるのでございますが、大體の構想といたしましては、整理委員會の目的及び業務の中に、經濟力集中排除法の施行に關する事項を加へ、それから整理委員會は内閣總理大臣の監督に屬するといふ旨を明瞭に規定します。それから整理委員會の中に監督委員會なるものがありましたが、それを廢止いたします。同時に監査委員も廢止することになるわけでありまして、さらに整理委員會の經費でございますが、現在は手数料及び附屬の雜收入をもつて支辨しておるのでございますけれども、今度の經濟力の集中排除によつて、そういうものだけで賄われない大きな仕事をいたしますので、不足する經費は豫算の定めるところによつて、國庫からこれを交付するといふことにいたします。そこでそれに關連しまして整理委員會の會計は、會計検査院の検査に付するものとし、整理委員會は六箇月ごとに收支計算書その他の書類を内閣總理大臣及び會計検査院に提出するといふことに義務づけたいと思つております。持株會社整理委員會の改組の大體の構想は以上の通りであります。

○中崎委員 たいまの答辭に關連いたしまして、總理大臣は持株整理委員會に對する指令を發する機能があるかどうかお尋ねいたします。

○佐多政府委員 任免については内閣總理大臣がやるということになります。し、今の委員會の活動の諸項目に對しての監督はやるということになつておりますが、同時にこの委員會は、非常に特殊な委員會でございまして、非常に獨立的な機能をもつておりますので、一つ一つの指令はできるかどうかということについては、ちよつとはつきりいたしません。

○中崎委員 この問題はその程度に止めておきたいと思ひます。

次に第六號ですが、持株會社整理委員會は、經濟力の集中を排除するに必要な具體的基準を定めてこれを公示するといふことになつておりますが、その基準といふものについて、大體どういふふうな基準をおいておられるのか。私の考へではむしろかくのごとき重要なものは、法律の内容に盛つて、そうして國民もこの基準によつて排除されるのだということがはつきりされることが必要だと思ふのであります。大體政府において、その具體的な基準をどういふふうな今考へておられるかを明らかにしてもらいたいと思ひます。

○佐多政府委員 具體的基準につきましましては、これを法律で規定する。あるいは少くとも政令で規定するといふようなことも考へられるのであります。が、この法律自体は非常に一般的、抽象的な規定をしており、あとの問題は運用に任せたいといふ考へ方から、大體法律にはそれを規定いたしません。で、一應別に具體的な基準を定めるところにいたしたわけでありまして、そこでその具體的な基準をどういふものをつくるかということが、いろいろ

問題になるのでございますが、それについて各方面と打合せまして、大體こういうラインで具體的な基準をつくらうじやないかというふうに思ひます。たのめ、先ほどお手もとに差上げました再編成の基準でございます。従つて具體的な基準は、大體それに則つたものがつくつて出されるというふうに御承知願ひたいと思ひます。

○中崎委員 昨日持株整理委員會委員長の笹山君のこの基準に関する答辭において、安定期本部から出されたあの基準の趣旨とは、必ずしも同じ考え方をもつて進むものではないというふうな感じを受けたわけでありまして、實際においてあの基準というものが、持株整理委員會においての基準要綱を具體的に定める場合において、大體あれを基準にして取上げられるものかどうか。あるいはさらにあれとは全然關係がないかどうか知りませんが、直接あれを一つの重要な案として取上げられるかどうかということについて伺ひたいと思ひます。

○佐多政府委員 お手もとに差上げました再編成の基準は、各關係方面と打合せしてできたものでございまして、大體においてあれに則つたものが基準として出てくるというふうに考えております。しかしもちろん二、三の表現その他については、さらに變更なければならぬところもございまして、こまかな點においては、若干の變更があるかも知れませんが、大體の構想としてはあれでいくというふうに思つております。笹山君の答えられたときの私の感じは、基準はあれでまづおのけるけれども、實際の運用については事態が非常に複雑なので、その複雑

多岐なる事態に對處して支障なからしめるようにあれを運用していきたい。そういう意味で、あれがそのまま文字通りに運用されるとは思ひないというふうなお考えではなかつたかと思ひます。

○中崎委員 經濟力集中排除の際における實際の否定、それから國家經濟産業全般から見たいわゆる綜合計畫との間に、前もつて一つの關連性をもちまして、こういう線に沿つて、この法案の趣旨を運用するのだというふうな考え方をされるものかどうか。この問題はわれわれの眼から見ればきつめて重要な問題でありますので、それについての方針を伺ひたい。

○佐多政府委員 日本經濟全體の合理的な再編成、あるいは各産業別の合理的な再組織というやうな問題は、非常に廣汎な問題を含んでおります。問題が非常に複雑でございますので、今まで決定した構想というものがあつただけではございせんので、それはそれとして別途今後考えられると思ひますが、そういうものをつくる基礎的な條件を備えるために、すなわち基礎工事、まづならぬ正事をやるという意味で、今度の排除法案が運用されると思ひます。そういう見地から排除法案の運用はなされるというふうにお考え願ひたい。

○中崎委員 それでは日本の經濟の今後というものは、まずこの法案の適用によつて排除する。それから後に再編成を考へるというふうな解釋でいいのですか。

○佐多政府委員 お話のようになります。これで排除してしまつて、それから後に合理的な再編成をやるといふふうにな

かれるのではなくて、將來への合理的な再編成の含みをもつて、現在の排除をやつていく。しかしその排除は先ほど申しましたように、將來への再編成の基礎工事という意味で排除をやつていくという氣持であります。

○中崎委員 具體的にたとえば製鐵はどういうふうにするか、紡績はどういうふうにするか、あるいは石炭はどういうふうにするか、電氣はどういうふうにするか、大體においての排除の具體的な適用の構想をもつておるのでありますか。

○佐多政府委員 その問題については、非常に具體的な問題になると思ひますが、大體の考え方としては、鐵山業については大體石炭の鐵業と金屬山の鐵業とはわけ。石炭業でもし非常に廣汎な地域にわたつて、それが不合理な經營のしかたに陥つておるとすれば、適當に合理的になるやうな地域的な分割もやるというやうな考え方でございます。なおもし金屬山あたりにおいて、精鍊業と鐵山業とをわけける方が、經營としてより合理的であるというやうな結論に達した場合にはわけ。しかし技術的な觀點から、あるいは原價計算の觀點等々から、そういうものはむしろ垂直的な結合として一緒になつていた方が合理的だといふのであれば、必ずしもわけないというやうな考え方でもあります。紡績業などについては、大體において紡績業自身はいのどすが、紡績業に關連してあらゆる種な産業をやつておるものがある。たとえば化學工業をやつたり、その一つとして化粧品をやつたり、藥品をやつたり、あるいは鐵鋼商をやつたり、木工をやつたりというやうな、非常に

種なものゝを雖然とコンツエルンとか。時間的形で集めておるといふやうなものについては、これを適當に整理する。さらに紡績業自身においても、この點非常に問題であると思ひますが、綿紡、絹紡、毛紡というやうなものは、もし技術的に可能であり、採算的にその方がより合理的であるならばわけ。というやうな構想になると思ひます。

○佐多政府委員 最後にもう一つお尋ねいたします。もとへ歸ります。持株整理委員會の權限は、先ほど言ひましたようにきつめて廣汎なものであります。これはまた日本の經濟の面においても、非常に大きな關係をもちますので、むしろこの機構を民主的にするといふやうな考え方から、委員會のごときものをつくつて、それに諮問なり、あるいは決議機關としてその意見を尊重するといふやうな機構にもつていくやうな努力を拂われたかどうか、さらにそういうふうにしてつていかれるやうな考えはないかどうかをお尋ねします。

○佐多政府委員 大體の考え方としては、行政機關なり行政機關に準ずる諸機關については、原則として諮問委員會的なものはなるべく避けた方がいいのじやないか。と言ひますのは、少くとも從來のやうなやり方でありまして、單に責任を轉嫁するといふやうな形になる結果が多いのですから、そういうものは原則としてはなるべく避けていきたい。仰せのやうな諮問委

員會なり、何か頭の方に乗つかるやうな委員會というやうなものは、今のところ考へておりません。しかしお説のようにそれ自身非常に複雑多岐な問題を取扱ひますし、さらに各産業別に具體的な専門的な知識と經驗を非常に必要とすることであると思ひますので、それらの見解は十分に取入れ、そういう意見を十分に聴くといふやうな措置は、何らかの形においてやらなければならないと思つております。

○佐藤(觀)委員 第三條に獨占的性質の企業といふものをあげてありますが、これは一體政府は具體的にどれくらいの範圍と、どのくらいの数を考へておるかどうかを伺ひたいと思ひます。

○佐多政府委員 お答へいたします。獨占的性質としては大體二條の定義で述べております。一、獨立企業の合併の結果、又は昭和十二年七月一日から昭和二十年九月一日までの間に當該事業分野において従前に比し過當な事業の擴張をした結果、當該事業分野において影響力を持つてゐる「企業」といふやうに考へておりました。その影響力といふのは、その事業分野において價格の決定または資金、商品もしくは役務の移動を左右するに足る程度の支配力をもつてゐるものというふうに、一般的に抽象的に規定しておるわけでありまして、さらに個々の産業においては、たとえば何パーセントとか等々のことがあり得ると思ひますが、その點については個々の事業分野、個々の産業別において非常に複雑な事情があると思ひますので、一律にいくらまでをという獨占的な性質と考へるかといふやうには規定してなくて、個別産業を精査した上で、それがこゝにいう支

配力をもつものかどうかを判定したいというつもりであります。

○佐藤委員長 そういふ範圍から言つても、どのくらいの數に上るかというところまで研究されておるかどうか。ただ抽象的の理論だけでこれを規定されて實際に當つておるかどうか。その點を伺いたい。

○佐多政府委員 どの程度のもが獨占的な性質の企業として考えられ、算え上げられるかというところは、今詳しく調べさせていただきますが、ここではきのう佐山委員長も申しましたように、まだ具體的にいくらかの数字というところを申し上げる段階までに至つておらないのであります。

○吉米地(英)委員 私は將來の質問をいたすために、たつた一つだけ何つておきたいと思つておられます。この法案の内容をなすところのものは、もちろんボツダム宣言受諾に伴うところの、これを履行する政令によつて行い得るものであることは明らかであるのであります。しかるにその政令によらないで、これを國會に提出して、法律としてきめなければならないその根本の考えはどこにあるのであるか。國會に付議する以上は、國會の独自の權限によつてこれをあらかじめ決定し、十分にやつていくことができるのであるかどうか。ただ責任を國會に轉嫁する。こういう意味でこの法案が提出されたのであるかどうか。その根本をはつきり何つておきたいのであります。この法案の中に幾多の疑問もあり、また將來の日本の産業のために考えなければならぬこともあるのであります。これらについて一應意見は聴くが、そうはならない。こういうことであるなら

らば、これは政府が國會に責任を轉嫁したに過ぎないものと私は考えなければならぬ。この點をはつきりさしていただきたいと思ひます。

○佐多政府委員 お答えいたします。ボツダム宣言の受諾に伴ひまして、日本經濟を民主的に、平和的に再建するということが、特にその中核をなすものが財閥を解體することであり、巨大な産業上、金融上その他經濟上のコンビネーションを解體することであるといふことが、われ／＼自身の責務として課せられておる以上、その線に沿つた方策は、すべてこれをわれ／＼自身が國民的な課題として果すことが現在最も緊急にして必要なことである。特に國際的な諸關係、諸事情を考へるときに、さらには近く講和會議を前にしておるという場合には、その緊切の度にはさらには深まるものであるという確信から、われ／＼はこれを國民的な課題として取上げ、遂行していく必要があると思ひますので、皆様に御審議を願つて、われ／＼自身の問題にしたいという態度をとつたわけでありませう。

○吉米地(英)委員 われ／＼自身の目的として取上げたということは承ひますが、従つてわれ／＼自身の目的としてこれを取扱う場合に、眞にわれわれ自身のためであり、國際的關係においても、また將來に對しても、この原案の指示通りでなければならぬといふことは考へられぬ。その點においてわれ／＼自身の問題として取上げる以上は、そのまゝのまななければならぬといふ政府の考へであるかどうか、これを伺うのであります。

○佐多政府委員 日本經濟の民主化、平和化ということが、われ／＼の國民的な課題であるならば、大體この法案はそのラインに沿つたものであるといふことを、われ／＼は確信いたすのであります。がゆゑに、こういう法案として出したわけではございまして、そういう意味でこの法案をお受け取り願ひたいと考えております。

○吉米地(英)委員 どうもその點が私は理解できないのであります。これはわれ／＼もさういふ國際的な線に沿つて、日本再建のためにありたいという至誠においては、政府と何ら變るところがないのであります。ただ國會に付議せられた以上は、國會の責任においてこの方がさらによいといふところを考へ、検討していく自由はあるものと考えますが、政府が大體この線に沿つていくべきであると思つて、その受取つてくれれば、何も國會に付議される必要はない、こう考へるのであります。

○佐多政府委員 その點につきましては、政府としては今申し上げたような希望を國會に對してもつてゐるわけではございまして、國會自身がこれをどうお受け取りになり、どう審議されるかといふことにつきましては、實にわれわれの方でとかく申し上げる問題の點でないと思ひますので、それは國際的な情勢、その他を十分に御勘案の上、適當にお取扱ひ願ひたいと思つております。

○山口(シ)委員 この經濟力集中排除法案の第二條におきまして、昭和二十一年七月一日より昭和二十二年九月一日までの間に於ける事業分野に對してこの法案を施行するといふことになつておりますけれども、私の考へですと、日本經濟の獨占的狀態を少し出しま

したのは、歐洲戰末期あたりからのことと存じますが、なたゆゑ法案を過つて實施されないのですか。そこに昭和二十二年七月一日から昭和二十二年九月一日といふことをはつきり條項に載せてございしますが、なにゆゑこれを昭和五年あたりまで過つての企業に對して實施をしないのか。政府の方で考へがあらますればその點、御質問いたしたいと存じます。

○佐多政府委員 お尋ねの點についてお答えいたします。獨占的な性質のものが他の獨立の企業を合併したために生じたものでありますれば、期間の限定をしないで、ずっと前からのものも一應問題にするといふことになつております。しかしただそれ自身が大きくなつたため、他の企業を合併するとか何とかいふことでなしに、それ自身の規模を非常に擴大して大きくなつたために、獨占的結果に陥つたといふような場合に限つては、昭和二十二年七月一日から昭和二十二年九月一日までの期間に限定してゐるわけではございまして、特にそれに限つたのは、先ほどからいろいろお話がございまして、一つの工場なりそれ自身が、近代的な技術的な要求から、それ自身が經濟的な合理性に基いて大きくなつたものならば、それを必ずしも排除するものではない。ただ軍事的目的なり、特殊な目的に従つて、經濟的な力が大きくなつたといふようなものについて、特に問題にしたい。そういうものは具體的には昭和十二年以後に特に多かつたのだというように認識のもとに、こういう限定をいたしたわけでありませう。

○赤松(明)委員 これは關連性のあるもので、財團法人理化學研究所と

いうものがこの法律の對象に此ままあつてなるものか。同時にその理化學研究所は、やはり占領政策の一環としてではあるが、今日經營が不能であるからといふことによつて、われ／＼の商業常任委員會へ株式會社として組織替する件が上程されておる。ところがこの株式會社としても立直るといふことになつて、この法律の期間は大體一箇年といふことになつておりますが、株式會社として發足したと同時に、この法律の適用を受けなければならぬといふことにはならないか。この理化學研究所は御承知の通り日本の科學方面の權威者を集めておるもののもので、現在は財團法人である。これが株式會社に變らうとしてつづつてゐる。しかもこれは時を同じうして、この面についてこのまゝおいてもかゝるものであるか。このまゝおいてもかゝるものであるならば、株式會社として組織替すると同時に、この法律の生きておるといふ事によつてかゝるということになると思へば、これは一體どうなるか。現在において株式會社として發足する。是に對して今日まで、たゞそれが善い結果であつたか悪かつたか知らないけれども、あの不當な戰爭中にも、彼ら科學者そのものを動員して、ほんとに命令をもつてしてできないものをものつくしてきて、今日その財團法人がやつていけない。しかもこの經營に當つておるものが、實のところ學者ばかりで、ほとんど成り立たないといふことになつた結果が、こういうことになつて來ておる。これにも命令系統は確かにある。株式會社にしろといふ、これが株式會社になつた場合、これとこの法律との接觸の關係はどうなる

か。これについて構想があれば承つておきたい。

○佐多政府委員 具體的なことにつきましてはもう少し事實をはつきり調べないと、確言することはできないと思ひますが、大體の考え方といたしましてはこの場合に對象になる企業というのは、株式會社であるうと何であらうと、その形體を問わないわけでござい

ますから、それは明らかにこの法律の適用を受ける建前にはなつております。ただし私共聞にしてよく存じないのでありますが、理化學研究所がもし經濟上の生産的な、あるいは經濟的な活動をしてないで、純粹な研究活動であるならば、一應別な問題になると思ひます。それからかりに理化學研究所がこの法律の適用を受けるとしましても、それがたして指定の對象になるかどうか。さらには排除されなければならぬ企業になるかどうかという點は、さらに事情を精査した上でないと、何ともお答えできないと思ひます。

○八田板委員 この法律は私的獨占禁止法と表裏一體をなすものだと思うのですが、獨占禁止法の場合には私的ということを明確にしておきながら、この經濟力集中排除法の場合は、たとえば第一條などに私的經濟力という言葉を用いなかつたのはどういふお考えであるか、この點を一つ。

それから、先ほどもお話が出まして、ちよつとはつきりしませんでした、十六條、十七條にそれ、公のものの規定があるようですが、この際日發、配電、これをどういふふうに具體的に頭の中に入れて立案せられたか、この點を一つ。

もう一つ、第二條では組合という形態を指摘せられておりますが、この場合民主的な共同組合という形態をもこの對象とするというふうな點について、どういふような考えをもつて立案せられたか。この三つの點をお伺ひしたいと思ひます。

○佐多政府委員 獨占禁止法に私的獨占と明瞭に規定してあるのでありますが、あの場合に考えましたことは、公共事業に關する限りは全部獨占禁止法から適用を除外しようという考え方でございましたので、私的獨占ということをはつきりうたつておるのであります。本法案におきましては、かりに公共事業であつても一應建前としてはこの法律の對象になるという考え方をしておりますので、單に獨占というふうに規定したわけでありす。

第二點の、日發、配電をどうするかという點につきましては、さらに事實を精査した上でどういふふうにするかということを判定したいと思ひますので、今どういふ構想ということには申し上げられる段階までに至つていないとお答えしておきたいと思ひます。

第三の協同組合でございますが、獨占禁止法には協同組合は御承知の通り除かれておるのでありますが、この法律においては建前としては除かれていませんので、やはり適用の中にはいることになつております。しかし實際問題としては大體問題にならないだろうというふうに考えております。

○伊藤委員長 次會は公報をもつてお知らせいたします。

本日はこれにて散會いたします。